

「COTOHA Call Center サービス」契約約款の廃止
(令和7年2月17日 C A S 3 サ 000400002068-01号)

実施 令和7年4月1日

「COTOHA Call Center サービス」契約約款は廃止します。

附 則

(実施期日)

1. この利用規約は令和7年4月1日から実施します。

(経過措置)

2. この利用規約実施前に「COTOHA Call Center サービス」契約約款（以下、「旧契約約款」といいます。）により生じた支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
3. この利用規約実施前に、旧契約約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。